

保育施設の整備補助に係る概要

(盛岡市私立児童福祉施設整備助成事業募集用)

令和5年度版

1 保育施設の整備補助事業の概要①

- 盛岡市では、これまで待機児童対策を目的に、定員拡大を伴う施設整備補助を行ってまいりましたが、今後、入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図ることを目的に、老朽化した施設等の改築及び大規模修繕を優先的に実施するため、児童福祉施設整備助成事業の公募を実施することとしました。
- 児童福祉施設整備助成事業の公募に係る対象事業は大まかに分けて、以下の2つの補助種類があります。

補助種類	内容	補助額の算定方法
増改築・改造	既存施設の躯体(※)に手を掛ける整備。	国が定める補助基準額(補助上限額)の3/4(国1/2、市1/4) (整備費用全体の3/4ではない)
大規模修繕	既存施設の躯体(※)に手を掛けない500万円以上の改造・修繕。 (間仕切りの新設、壁紙の貼り替え、冷暖房改修、耐震改修、アスベスト処理等)	工事業者2社と市建築担当課の見積のうち、最も安価の見積金額の3/4(国1/2、市1/4)

※ 施設の躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。

2 保育施設の整備補助事業の概要②

➤ 施設整備の補助対象費用は次のとおりです。

補助種類	補助対象費用
増改築・改造	建築工事費(外構工事除く)、工事事務費(設計監督料を含み、工事費の2.6%を限度とする)、実施設計費、整備に係る土地の賃借料、開設準備費、解体工事費、仮設設備に係る工事費及び賃借費用
大規模修繕	建築工事費(外構工事除く)、工事事務費(設計監督料を含み、工事費の2.6%を限度とする)、実施設計費、仮設設備に係る工事費及び賃借費用

3 保育施設の整備補助事業の概要③

- 施設整備の補助対象とならない費用は次のとおりです。

補助種類	補助対象外費用
全補助事業	外構工事費、基本設計費、土地の買収又は整地費用、市からの補助金内示書が交付される前に契約を締結した事業の費用 ※ ただし、設計業務委託については、例外的に内示前に設計士に着手依頼のみ行い、内示後に契約書を作成して本契約することを国が認めている。
大規模修繕	解体工事費

- 基本設計と実施設計について

【基本設計】

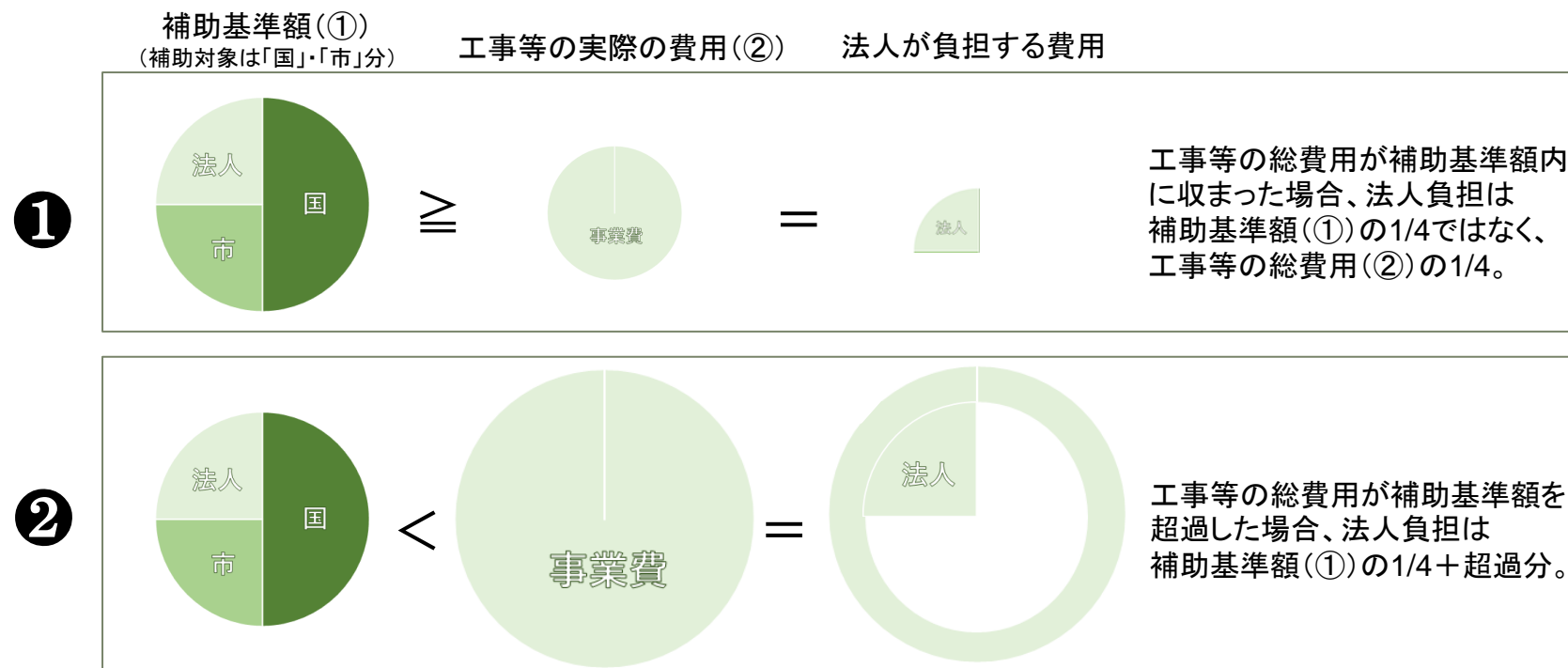
建築物の大まかな方針、コンセプトを設定する。図面は省略した平面図等を描く程度。設計士と法人でイメージを共有するための設計。補助対象外。

【実施設計】

基本設計の後に行う詳細な設計。工事業者が工事を行うために必要な図面及び設計書の作成。補助対象。

4 保育施設の整備補助事業の制度について①

- 改築、大規模修繕等の補助対象事業の内容、国・市の補助の割合及び補助基準額(補助上限額)は、子ども家庭庁「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に規定されています。
- 工事等の総費用(②)が補助基準額(補助上限額)(①)を下回った場合、補助金は補助基準額(①)ではなく、工事等の総費用(②)の1/4になります。・・・①
- 工事等の総費用(②)が補助基準額(補助上限額)を超過している場合、超過分は全て法人負担となります。・・・②



5 保育施設の整備補助事業の制度について②

- 一度決定した基準額が増額されることは基本的にありません。入札、資材高騰等の事情による費用増加についても、補助額が増額を行わないことを国が定めています。
- 待機児童対策としてこども家庭庁が承認した施設整備事業は、保育部分についてのみ、国と市の補助率が変更されます(国1/2、市1/4 → 国2/3、市1/12)。ただし、事業者(法人)の負担額には影響しません。
- 施設整備補助金については、法人の負担を減らすために自治体が独自に国が定めた補助割合(市1/4または1/12)を超過して補助金の増額を行うことは認められていません。

なお、公立保育所の民営化を実施する際には、事業者(法人)に民営化移行補助金を交付していますが、これは施設整備補助金と別の補助金として交付しているものであるため、この制限に当てはまりません。

6 保育施設の整備補助事業の制度について③

- 補助を受けるには、次の3つの方針に沿った事業内容である必要があります。
 1. 子育てあんしん課
 - 盛岡市の保育行政上、有用な施設整備であること。
盛岡市の整備方針に合致していること(老朽化対策)。
 2. 盛岡市役所財政課(予算担当課)
 - 盛岡市の行政上、有用な施設整備であること。
市の予算上、実施できる金額的余地があること。
 3. 子ども家庭庁
 - 当該庁が定める整備交付金交付要綱に事業内容が合致していること。

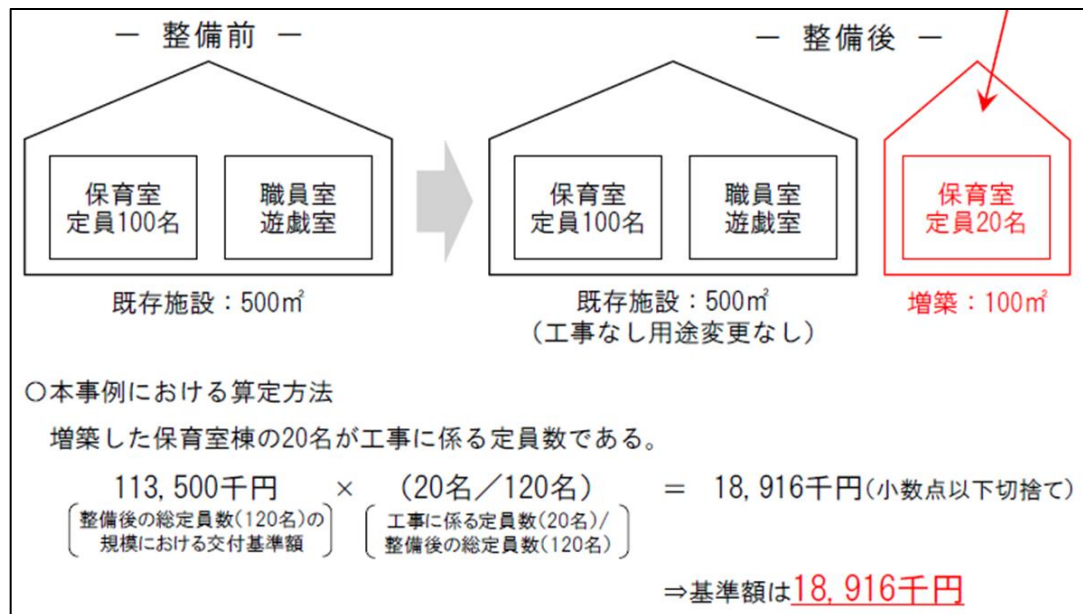
- 工事請負契約の業者選定は、金額の多寡、工事の大小によらず、複数の工事業者による競争入札で定める必要があります。ただし、設計業務委託については随意契約による相手方決定でも構いません。

7 保育施設の整備補助事業の制度について④

- 改築や増改築の補助について、国は定員区分(認可定員)を基に補助基準額を設定しています。補助額の増額を目的として過大な定員区分により申請しているケースなどが判明した場合には、国が交付決定の一部取消等の対象とする場合もあることから、定員数の水増しはされないようにお願いします。
- 増築や一部改築等、施設の一部のみを整備する場合、

補助基準額 = 整備後の総定員数の規模における基準額 ×
(既存施設の工事にかかる定員数 / 整備前の総定員数)

による算式で計算します。



8 補助金額の算定について(保育所・創設の場合)

➤ 補助金額の算定については、国が規定した補助率及び算定方法を遵守して算定しています。本件は補助率が国2/3、市1/12、合計3/4となっています。

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,600	76,700
定員21~30名	73,100	80,400
定員31~40名	85,000	93,400
定員41~70名	96,700	106,600
定員71~100名	125,800	138,400
定員101~130名	151,300	166,500
定員131~160名	175,200	192,800
定員161~190名	199,000	219,000
定員191~220名	221,100	243,400
定員221~250名	245,000	269,600
定員251名以上	272,300	299,600
特殊附帯工事	10,560	
	標準	都市部
地域の余裕スペース活用促進加算	9,890	10,880
定員20名以下	36	
定員21~30名	27	
定員31~40名	22	
定員41~70名	19	
定員71~100名	15	
定員101~130名	13	
定員131~160名	12	
定員161名以上	11	

施設整備区分	交付		
	(定員等)	(計算式等)	(基準額)
本体 (除税・浄化・E.V.-系費)	60	標準 定員41~70名	96,700
特殊附帯工事費		太陽光発電設備の整備	10,560
地域の余裕スペース活用促進加算		活用あり	9,890
設計料加算		(96700+10560+9890) × 5%	5,857
開設準備費加算		標準 定員41~70名 19 × 60	1,140
土地借料加算			
定期借地権設定のための一時金加算			
特殊建築工事費 (木・非木)			
仮設施設整備工事費			
計 (a)			124,147

① ② ③ ④ ⑤

(1) 国の補助基準額を算定

対象経費の実支出予定額 (b)	186,221	千円
総事業費 (c)	186,221	千円
寄付金その他の収入額 (d)	0	千円
(c-d) × 補助率 (e)	124,147	千円
実支出予定額 (b) × 補助率 (f)	124,147	千円
(e) と (f) を比較して小さい方 (g)	124,147	千円

(2) 実支出予定額を入力

交付金の額 (h)	124,147	千円
※ (g) と (h) を比較して小さい方		
交付金の額		千円

(3) (1)と(2)を比較して小さい方を選択する

▲平成31年度 保育所等整備交付金協議書(盛岡市)より抜粋
(国と県への協議資料(省庁様式)であり、盛岡市補助分(1/12)は金額に含まれていない)

9 補助金額の算定について(認定こども園・創設の場合)①

- 認定こども園の補助額算定においては、(2)の実支出予定額を保育所部分と幼稚園部分で按分するにあたり、整備施設の面積を1号と2・3号の定員割合で按分して算定しています。

施設整備区分	交付基準額					
	保育所等整備交付金部分			認定こども園施設整備交付金部分		
	(定員等)	(計算式等)	(基準額)	(定員等)	(計算式等)	(基準額)
不償 (作機)浄化・E.V.・(非償)	125	基準額按分	135,764	13	基準額按分	55,200
特殊用車工事費						
地域の余裕スペース活用促進加算						
設計料加算		本体基準額×5%	6,788		本体基準額×5%	2,760
開設準備費加算	125	14千円×5人	70			
土地借料加算						
定期借地権設定のための一時金加算						
特殊建築工事費 (水・非水)	120	基準額按分	3,446			
仮設施設整備工事費						
計 (a)		146,068			57,960	
対象経費の実支出予定額 (b)		393,606			35,502	
競争業費 (c)		393,923			35,908	
寄付金その他の収入額 (d)		0			0	
(c-d)×補助率 (e)		262,615			17,954	
実支出予定額(b) ×補助率 (f)		259,737			17,751	
(e)と(f)を比較して 小さい方(g)		259,737			17,751	
交付金の額 (h)		146,068			17,751	
※ (a)と(g)を比較して小さい方						
交付金の額		146,068			17,751	

(1) 国の補助基準額を算定

(2) 実支出予定額を
保育所分と認こ分に按分
各室の面積を教育分と
保育分の定員で割る

(3) (1)と(2)を比較して
小さい方を選択する

▲令和4年度 保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金協議書(盛岡市)より抜粋
(国と県への協議資料(省庁様式)であり、盛岡市補助分(1/12または1/4)は金額に含まれていない)

10 補助金額の算定について(認定こども園)②

- 保育所分と認定こども園分でそれぞれ、国基準額と実際の支出予定額のどちらが安価であるか比較し、より安価な方を補助金額として確定します。
- なお、事業当初の内示額はいくまで補助上限額であり、事業実施後の施設面積及び契約額により、減額されることとなります。

(単位:千円)

	保育所分	認定こども園分	合計
国基準額 (1)	146,068	57,960	204,028
実支出予定額×補助率(2)	259,737	17,751	277,488
(1)と(2)で安価な方	146,068	17,751	163,819

